

《平成29年度》振興公社決算報告

津別町振興公社

6月の定例議会において、(株)相生振興公社と(株)津別町振興公社の平成29年度決算が報告されました。これらの公社は、町が出資しているもので、地方自治法の規定によって事業報告と決算書の提出が義務付けられています。今回、両公社から報告があった概要をお知らせします。

相生振興公社

〈事業報告〉

主要事業である「相生物産館」の営業については、17年目を迎えましたが、昨年度に引き続き、来館者数、売り上げとも過去最高となりました。

この要因としては、クマヤキがテレビ、新聞等で取り上げられるとともにSNSでも拡散され、昨年度よりも更に知名度、人気が高まったことにより、来館されるお客さまが増え、他の販売部門にも好影響を与えていることが挙げられます。

ただし今年度においては、原材料費の高騰及び人件費の増加等により、昨年度よりも支出が増え、決算は、税引前当期利益130万5000円、法人税充当額8万1000円を差し引き、当期利益12万4000円という結果となりました。職員配置については、正規職員2名、パート職員数名に加え、地域おこし協力隊員2名の協力を得ながら業務を行いました。



相生振興公社損益計算書 単位：千円
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

収入の部	
店舗販売事業収入	117,180
公共施設管理事業収入	4,123
事業外収入	1,187
収入合計	122,490
支出の部	
店舗販売事業原価	95,044
公共施設管理事業原価	3,900
一般管理費	22,231
雑損失	10
支出合計	121,185
税引前当期利益	1,305
法人税等充当額	81
当期利益	1,224



津別町振興公社損益計算書 単位：千円
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

収入の部	
清掃管理事業収入	150,473
グレステンスキー事業収入	2,057
事業外収入	158
特別利益	0
収入合計	152,688
支出の部	
清掃管理事業原価	119,129
グレステンスキー事業原価	1,298
一般管理費	25,359
特別損失	1,500
支出合計	147,286
税引前当期利益	5,402
法人税充当額	1,540
当期利益	3,862

〈事業報告〉

受託事業については、日常清掃業務7施設、特別清掃業務10施設、施設管理業務11施設、公園管理業務6施設、公衆浴場管理業務1施設は、当初の計画どおり事業を行いました。また、当初計画に無い事業として、スポーツ合宿に伴う付帯業務を受託するとともに、一昨年8月の大雨の影響により損傷を受けた多目的運動公園ラグビー場芝生の張替工事を昨年に引き続き受託し完了しました。

指定管理事業については、グレステンスキー事業は、例年どおり5月～10月までの土日曜日、祝祭日及び夏休み中の営業とし、特に9月～10月における本格的な雪上シーズン前の合宿の入り込みが多く、今年度は、営業日数86日で1347人(昨年度1290人)と昨年度を上回る実績となりました。

津別21世紀の森キャンプ場は、5月～10月まで毎日利用可能とし、日帰り利用者488人(昨年度580人)、宿泊利用者1851人(昨年度1767人)と、合計で昨年度を若干下回る実績となりました。経営状況については、昨年度に引き続き、剰余金を計上することができ、安定した経営状況とすることができました。また、これらの業務を行うにあたり、常勤職員、パート職員、臨時職員、季節職員の総数59人の人員体制で業務を行いました。

国民健康保険・後期高齢者医療の

保険証は7月下旬に郵送します

現在お持ちの保険証は平成30年7月31日までご使用できます

これまで国民健康保険(国保)の保険証は毎年4月に、後期高齢者医療は7月にそれぞれ役場窓口で更新していましたが、今年度から新しい保険証は「特定記録郵便」にてお送りしますのでお知らせいたします。

特定記録郵便は普通郵便と異なり、郵便受箱投函までの記録が残る配達方法で、受取印が不要のため配達時不在でも受け取ることができます。

期限の切れた古い保険証につきましては、ご自身で細かく裁断のうえ破棄してください。

・住民票の住所以外の送付先を希望される場合や、簡易書留郵便など他の受取方法を希望される場合は、お手数ですが役場までご連絡をお願いします。

7月に更新となる国保・後期高齢者医療関係の証書一覧

お持ちの証書の種類に合わせまして、更新方法のご確認をお願いします。

■国民健康保険(国保)の方

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	※7月下旬に郵送します。
高齢受給者証	現在70～74歳の方	※8月1日より上記被保険者証と統合され、1枚になりますので、更新の必要はありません。
限度額適用認定証	8月以降も引き続き必要な場合は、窓口にて再度申請が必要です。7月30日より受付します(持ち物:保険証、印鑑、マイナンバー)。	
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	7月下旬に郵送します。
学生用の保険証	現在お持ちの方	現在お持ちの保険証は、平成31年3月31日までお使いいただけますので送付いたしません。更新は来年3月に役場窓口にてお願いします。

※は、昨年と変わったところ

■後期高齢者医療の方

(現在75歳以上の方、または一定以上の障がいのある65歳以上の方)

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	※7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	現在お持ちの方	
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	

※は、昨年と変わったところ

問い合わせ先
保健福祉課 健康医療グループ 国保・後期高齢者医療担当(1階⑨番窓口)
☎76-2151 (内線228・229)